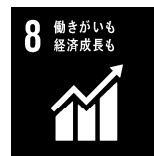




新型コロナウイルス感染症に伴う支援
熱海温泉使用料の減免期間を延長します



ターゲット 8.9

令和2年6月30日

郡山市財務部

公有資産マネジメント課

担当：郡司 兼介

TEL：924-2051

SDGs ターゲット8.9 「持続可能な観光業を促進する」

新型コロナウイルス感染症に伴う支援措置として、観光客の減少による磐梯熱海温泉事業者への深刻な影響を踏まえ、既に実施中の温泉使用料の減免期間を延長します。

1 対象

郡山市熱海温泉事業条例第5条に規定する給湯の許可を受けている権利者であって現に給湯を受けるもの。

2 減免の割合 温泉使用料の2/3

3 減免の期間 令和2年7月分から9月分まで（3か月分）

※既減免期間（令和2年4月分から6月分までの3か月分）と合わせ、6か月分の減免実施となります。

<熱海温泉事業の給湯権利者>

「郡山市熱海温泉事業条例」に規定する権利者は31件（令和2年6月30日現在）あり、そのうち磐梯熱海温泉旅館協同組合加盟の旅館数は20件ある（その他は足湯、病院、公衆浴場など）。